

パブリックコメントの結果公表

様式3

案件名	「藤枝市マンション管理適正化推進計画」（案）
「藤枝市マンション管理適正化推進計画」（案）に対し、ご意見をいただきありがとうございました。 提出された意見の内容（要約）及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。	

パブリックコメントの結果

（１）意見提出者の数	５人
（２）提出された意見の数	５件

意見の反映状況

（１）反映した意見	１件
（２）既に盛り込み済みの意見	４件
（３）今後の参考とする意見	件
（４）反映できない意見	件
（５）その他（質問含む）	件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	ここ20年で駅周辺の中心市街地にはマンションが多く立地し居住人口が増え賑わいと活気が溢れてきています。一方で、全国的にマンション等の外壁タイルの落下事故を度々耳にします。地域内に居住する者として、中心市街地の安心・安全を確保するため、マンションの外壁剥落による事故等が発生しないよう努めていただきたいと思います。	本計画に基づき、マンションの適正な管理に関する助言及び指導を実施し、引き続き安全・安心な街づくりに取り組んでまいります。 （計画（案）P19、20）	既に盛り込み済みの意見
2	管理組合は、居住者による組織であるため、管理については専門的な知識を有しておりません。専門家の支援は受けられるのでしょうか。	県及び市町で構成する「静岡県マンション管理適正化推進協議会」から、希望するマンション管理組合に対し、マンション管理士のアドバイザー派遣に取り組めます。	既に盛り込み済みの意見
3	管理計画の作成にあたり管理組合に対して支援を行うとありますが、具体的にどのような支援が行われるのでしょうか。	長期修繕計画など管理計画認定申請書の作成等に要する経費について、2分の1かつ20万円を限度とした支援に取り組めます。	既に盛り込み済みの意見
4	市がマンション管理組合からの計画を認定する基準は、全国統一した基準ですか。	基本的には、国の基準を準用しています。ただし、マンション区分所有者や近隣住民の安心・安全を考慮し、「防災計画の作成や訓練の実施」の1項目を当市独自の基準として付け加えています。	既に盛り込み済みの意見

5	市の認定を受けたマンションについて、認定取得したことを外部から確認できるようにしてほしい。	公表を可とする認定マンションについては、市ホームページ等でマンション名の公表を行います。	反映した意見
---	---	--	--------

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	「藤枝市マンション管理適正化推進計画」（案）
----	------------------------

意見公表場所	市ホームページ、建築住宅課、市役所行政情報コーナー、文化センター、岡部支所、各地区交流センター
--------	---

担 当 課	藤枝市 都市建設部 建築住宅課 市営住宅係（担当者：海老岡、仁科） 電話：054-643-3481（直通） 電子メール： kenchiku@city.fujieda.shizuoka.jp
-------	---